

御注意

21 「法人税額の計算」の各欄は、次に記載することになりますので、御注意ください。
 ①協同組合等については、「41」から「43」までの各欄に記載します。
 ②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上
 ③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年100億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	白色申告	一連番号	
納税地	電話() -	事業種目	期末現在の 出資金の額	円			整理番号		
法人名		旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移動資産等の明細書			事業年度(至)		
法人番号							売上金額		
代表者 記名押印	(印)						申告年月日		
代表者 住所							申告区分		
							法人税	期限	修正
							地方法人税	期限	修正

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

翌年以降 送付要否	<input type="checkbox"/>	適用額明細書 提出の有無	<input type="checkbox"/>
税理士法第30条 の書面提出有	<input type="checkbox"/>	税理士法第33条 の2の書面提出有	<input type="checkbox"/>

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「49」の①)	1	十億	百万	千	円	控除 税額 の計 算	所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	13	十億	百万	千	円
法人税額 (47)又は(50)	2					外国税額 (別表六(二)「20」)	14					
法人税額の特別控除額 (別表六(一)「19」+別表六(七)「18」+別表六(八)「10」+別表六(九)「12」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「17」+別表六(十三)「22」+別表六(十四)「24」+別表六(十五)「25」+別表六(十六)「25」+別表六(十七)「18」+別表六(十八)「18」+別表六(十九)「49」+別表六(二十)「10」+別表六(二十一)「22」+別表六(二十二)「25」+別表六(二十三)「40」+別表六(二十四)「21」+別表六(二十五)「22」+別表六(二十六)「28」+別表六(二十七)「12」)	3					計 (13)+(14)	15					
差引法人税額 (2)-(3)	4					控除しきれなかった金額 (15)-(16)	17					
リース特別控除取戻税額 (別表六(三十)「31」)	5					土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	18					0
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)	6				000	同上 (別表三(二)「28」)	19					0
同上に対する税額 (18)+(19)+(20)	7				000	同上 (別表三(三)「23」)	20					00
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8					この申告による額 所得税額等の還付金額 (17)	21					
外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額の控除額及び 仮表経理に基づく過大申告の更正 に伴う控除法人税額(9)+(10)	9					欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	22	外				
控除税額 (8)-(9)-(10)と(15)のうち少ない金額	11					計 (21)+(22)	23	外				
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)-(11)	12				000	この申告前の所得 金額又は欠損金額 (53)	24					
						この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (57)	25	外				00
						欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「9」 若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	26					
						翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	27					

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	28	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	34	外	十億	百万	千	円
所得地方法人税額 (52)	29					この申告前の 課税標準法人税額 (60)	35					000
外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)	31					この申告により納付 すべき地方法人税額 (63)	36					000
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当 額の控除額及び仮表経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額(30)+(32)	32											
差引確定地方法人税額 (29)-(30)-(31)-(32)	33				000							
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額						還する金融 機関等		銀行 本店・支店 出張所 農協・漁協 本所・支所	郵便局名等			
残余財産の最 後の分配又は 引渡の日		平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日		口座 番号		ゆうちょ銀行の 貯金記号番号				
						※税務署処理欄						